

# 週休2日制の経費補正における積算要領（森林整備保全事業）

## 1 適用範囲

森林整備保全事業（治山・林道工事、森林整備）を対象とする。

## 2 経費の補正

経費の補正については、週休2日制の達成状況に応じ、下記のとおり計上する。

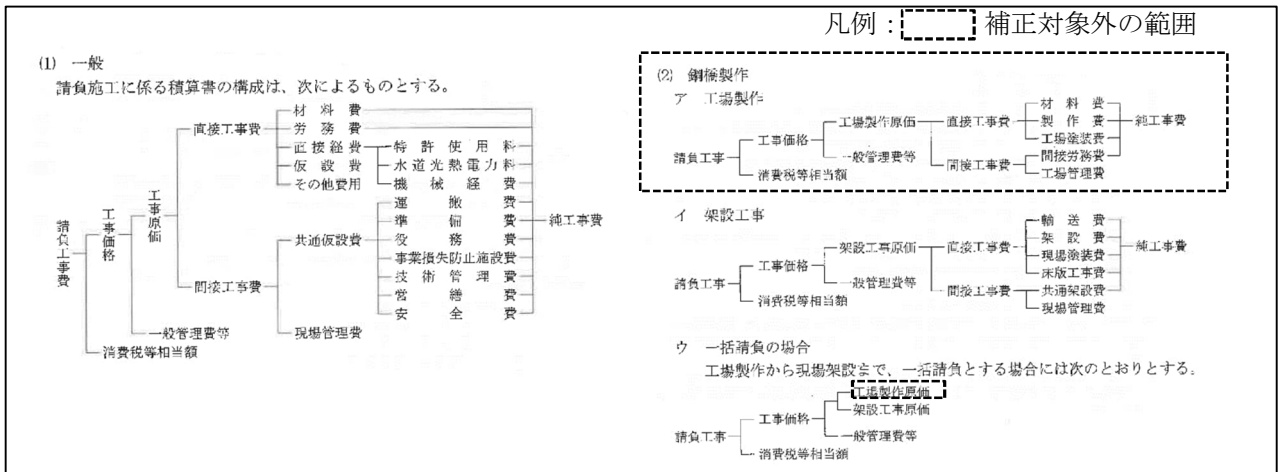
### 2.1 補正の対象

補正は労務費、機械経費（賃料）、市場単価、共通仮設費率、現場管理費率を対象とする。なお、施工パッケージ、土木工事標準単価については下記により補正を行う。

施工パッケージ：積算地区単価における労務費、機械経費（賃料）、土木工事標準単価について補正  
 土木工事標準単価：土木工事標準単価表に各達成状況に応じ2. 2. 3に示す係数を乗じる。

ただし、下記については補正の対象外とする。

- ① 労務費：工場製作、測量設計委託業務に関する労務費は労務費補正の対象外
- ② 見積施工単価：労務費、機械経費が区分できない場合は労務費、機械経費（賃料）補正の対象外
- ③ 工場製作等に係る範囲(下図参照)については全ての補正の対象外
- ④ モノレール機械賃料について
  - ア) 週休2日を考慮した設置期間を設定した場合：補正しない。
  - イ) 週休2日を考慮していない設置期間を設定した場合：動力車賃料のみ補正する。



## 2. 2 週休2日補正係数

### 2. 2. 1 労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率

#### ①現場閉所による週休2日方式の場合

	補正係数	
	月単位の4週8休 以上	通期の4週8休 以上
労務費	1.04	1.02
機械経費(賃料)	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

#### ②交替制による週休2日方式の場合

	補正係数	
	月単位の4週8休 以上	通期の4週8休 以上
労務費	1.04	1.02
現場管理費率	1.03	1.01

### 2. 2. 2 市場単価

#### ①現場閉所による週休2日方式の場合

名 称	区 分	補正係数	
		月単位の4週8 休以上	通期の4週8休以 上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.04	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.03	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（落石防止柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01

吹付砕工		1.03	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.02

②交替制による週休2日方式の場合

名 称	区 分	補正係数	
		月単位の4週8 休以上	通期の4週8休以 上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.04	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.03	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（落石防止柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01
吹付砕工		1.03	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.01

2. 2. 3 土木工事標準単価

①現場閉所による週休2日方式の場合

名 称	区 分	補正係数	
		月単位の4週8 休以上	通期の4週8休以 上
区画線工		1.04	1.02
排水構造物工		1.04	1.02
コンクリートブロック積工		1.04	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.03	1.02
	人力	1.04	1.02

## ②交替制による週休2日方式の場合

名 称	区 分	補正係数	
		月単位の4週8 休以上	通期の4週8休以上
区画線工		1.04	1.02
排水構造物工		1.03	1.02
コンクリートブロック積工		1.03	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.03	1.01
	人力	1.04	1.02

## 2. 3 補正方法等

### 2. 3. 1 補正方法

- (1) 労務費、機械経費（賃料）、市場単価、土木工事標準単価の補正について  
「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）（令和元年6月20日付け元林整計第65号林野庁森林整備部計画課長通知）」に準ずる。
- (2) 諸経费率（共通仮設费率、現場管理费率）の補正について  
「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）（令和元年6月20日付け元林整計第65号林野庁森林整備部計画課長通知）」に準ずる。

### 2. 3. 2 端数処理

- (1) 労務費、機械経費（賃料）、市場単価、土木工事標準単価の端数処理について
  - 1) 労務費について  
週休2日補正を含む補正を全て乗じた後、1円単位（1円未満四捨五入）とする。
  - 2) 機械経費（賃料）について  
週休2日補正を乗じた後、少数第1位切捨て整数止めとする。
  - 3) 市場単価について  
週休2日補正係数を乗じた後、1円単位（1円未満切り捨て）とする。
  - 4) 土木工事標準単価について  
週休2日補正係数を乗じた後、1円単位（1円未満切り捨て）とする。
- (2) 諸経费率（共通仮設费率、現場管理费率）の端数処理方法について  
各率算出時、施工地域補正等係数計上時、週休2日補正計上時のそれぞれで小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

## 2. 4 補正適用時期

上記補正については、当初積算において月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を労務費等に乗じるものとする。なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8

休に満たないものは、通期の4週8休の補正係数に変更し、請負代金額を減額変更する。

通期の4週8休に満たないものは、月単位の4週8休の補正係数を除し、請負代金額を減額変更する。

### 3 適用

この要領は、単価適用年月日が平成30年10月1日以降の週休2日制対象工事について適用する。

附 則

この要領は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年 4月1日から施行する。